

○石川県警察似顔絵捜査官等運用要綱の制定について

〔平成26年12月25日鑑甲達第1017号〕
〔石川県警察本部長から部課署長宛て〕

対号 平成19年8月9日付け鑑甲達第14号「似顔絵捜査官等運用要綱の制定について（通達）」

似顔絵捜査官等の運用については、対号に基づき実施しているところであるが、この度、似顔絵捜査官及び似顔絵捜査員のより効果的な運用を図るため、別添のとおり「石川県警察似顔絵捜査官等運用要綱」を制定したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号は本要綱の施行をもって廃止する。

別添

石川県警察似顔絵捜査官等運用要綱

第1 目的

この要綱は、警察職員のうち、捜査用似顔絵の作成に関して高度な知識と技能を有する者を似顔絵捜査官として指定し、又は将来の似顔絵捜査官としての育成を主眼に似顔絵捜査員を指定し、その知識と能力を犯罪捜査に活用するために必要な事項を定めるものとする。

第2 似顔絵捜査官の指定及び解除

- 1 所属長は、鑑識課長と協議の上、過去、捜査用似顔絵作成講習会を受講する等捜査用似顔絵作成に関して知識及び技能が優れていると認められる者の中から、似顔絵捜査官に適任と認める者を似顔絵捜査官推薦書（別記様式第1号）により刑事部長に推薦するものとする。
- 2 刑事部長は、前記1の推薦に基づき、捜査用似顔絵の作成に必要と認められる高度な知識及び技能を有する者を似顔絵捜査官として指定し、似顔絵捜査官指定書（別記様式第2号）を交付するものとする。
- 3 所属長は、病気その他職務上の理由により似顔絵捜査官の解除をする必要があると認めるときは、似顔絵捜査官解除申請書（別記様式第3号）により刑事部長に申請するものとする。
- 4 刑事部長は、前記3の規定による申請が適当であると認めるときは、似顔絵捜査官の指定を解除するものとする。

第3 似顔絵捜査員の指定及び変更

- 1 警察署長は、次に掲げる基準のいずれかに該当する者を2名以上、似顔絵捜査員として指定し、似顔絵捜査員名簿（別記様式第4号）により、刑事部長に報告するものとする。
 - (1) 捜査用似顔絵作成経験者又は捜査用似顔絵作成講習会受講者
 - (2) 捜査用似顔絵作成に関する素質素養を有する者
- 2 警察署長は、毎年4月1日現在の似顔絵捜査員指定状況を似顔絵捜査員名簿により刑事部長に報告するものとする。

第4 似顔絵捜査官の派遣

- 1 所属長は、捜査用似顔絵の作成が必要な場合で、自所属に似顔絵捜査官が所属しておらず、かつ、似顔絵捜査員が捜査用似顔絵の作成をできないときは、似顔絵捜査官派遣要請書（別記様式第5号）により、鑑識課長を經由して刑事部長に派遣の要請を行うものとする。

2 刑事部長は、前記1の規定により派遣の要請があった場合において、その必要を認めるときは、他の所属長に対し、似顔絵捜査官の派遣を依頼することができる。この場合において、派遣の依頼を受けた所属長は、支障のない限り、似顔絵捜査官を派遣するものとする。

第5 指導教養

鑑識課長は、似顔絵捜査官及び似顔絵捜査員に対し、捜査用似顔絵作成に関する技能の維持及び向上を目的とした指導教養に努めなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

(別記様式省略)